平成２２年（フ）第８０９２号
大阪市西成区南津守２丁目２番27号　コーポ原202号
債務者　井上　米子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１１３号
大阪市浪速区恵美須西２丁目12番４―503号
債務者　永岡　亜紀
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１９９号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目16番６―202号
債務者　髙木　りえ
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２３５号
大阪市阿倍野区阪南町５―12―24　南さくら園内、住民票上の住所福岡県行橋市行事７丁目29番15号　森山アパート101号
債務者　木下恵こと　前田　和子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２３６号
大阪市都島区中野町４丁目14番６―504号
債務者　原山　一美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２３８号
大阪市東淀川区井高野３丁目７番３―202号
債務者　木塚　嘉子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３１８号
大阪府門真市舟田町21番18号
債務者　矢野　明恵
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３２９号
大阪府東大阪市小若江２丁目８番15号
債務者　岩田　　清
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３４６号
大阪府大東市明美の里町２番32号
債務者　源　　博文
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３４７号
大阪市平野区長吉長原東１丁目９番７―912号
債務者　増田　康幸
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３４９号
大阪市住之江区南港中５丁目３番45―904号
債務者　田口　聖子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３５２号
大阪市北区天満２丁目12番14号　天満橋ビル302号室
債務者　小寺　寿子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３６２号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目１番３―501号
債務者　田平シゲ子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１号
兵庫県川西市出在家町４番15号109、前住所兵庫県川西市平野１丁目12番19号303
債務者　末益　治夫
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４４２号
兵庫県伊丹市西野５―289　リバーサイド武庫川201、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉西４丁目522番地の38
債務者　伊東麻由美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３７７号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下504番地　ハイムクレセント102号室
債務者　横井　太輔
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０３号
徳島県徳島市応神町古川字日ノ上44番地の14
債務者　尾崎　亘裕
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
徳島地方裁判所民事部